

十月八日、支拂約ニテ内少年配達、夫ハ一ヶ月之内乃至五日五十
 代ナリ、其他擴張一部十銭ヲ給與シ引去金トシテ食費及蒲團
 一月之内内外、減収、為々持帰、改善ノ目的ニテ要求書ヲ呈
 出スル、夫ハ本部ニ引揚持入戦ノ態度ヲ執レリ

山 事業主側

要求書ニ對スレ店主側ノ態度ハ強硬ニテ全部拒絶ノ意向ニ
 豫備買取池ヨリ應接ヲ得テ營業中ナリ

右及中(画)報候也

百五

要求書

- 一、入店以来、給料ヲ合理的ニ精算シ
- 一、大人、未成年給料ヲ二十年内少年配達員ノ最低給料ヲ二十日ニシテ月末ニ現金ヲ交
 付ス
- 一、一切ノ年賃判度ヲ撤廃シ
- 一、健全組合ヲ五分交給シ
- 一、強弱及責任を放棄シ
- 一、折上ハ八割交給シ
- 一、購買部ハ出来高一部ニ對シテ十先出也
- 一、倉庫ノ自由ニサレ
- 一、配達員ニ副代官格種及右副代ヲ授ク取ルナ
- 一、配達員特用外、折上ハ地對自由
- 一、店氣揚室時ノ費用ハ本社及主社ハ全額ノ負擔シ
- 一、配達員用員ニテ月前ニ一回交給シ
- 一、店買、入店及退店ハ全額負擔ノ合議ノ上ニシ
- 一、争議中ノ日給ヲ全額交給シ
- 一、争議中ノ日給ヲ本社及主社ハ負擔シ
- 一、争議中ノ日給ヲ地對ニ負擔者ヲ出サハレト
- 一、争議中ノ日給ヲ公選シ

以上